

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(1) 概要

昭和61年4月に実施に移された新年金制度においては、国民年金の適用を従来の自営業者等から被用者本人及びその被扶養配偶者にも拡大し、全国民に共通する基礎年金を支給する制度に発展させるとともに、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険や公務員等を対象とする4つの共済組合はその上乘せとして報酬比例の年金を支給する制度とし、全体としていわゆる二階建ての年金制度に再編成することとしている。また、従来の船員保険の職務外年金部門は厚生年金保険に統合された。

なお、公的年金制度の大宗をしめる国民年金、厚生年金保険の主な内容は、「(2)国民年金、厚生年金保険制度の概要」のとおりである。

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

各種公的年金制度の適用人員及び受給権者数

(昭和60年3月末現在) (単位：人)

	適用人員	受給権者 総数	老齢(退職) 年金	障害年金	遺族(母子、 寡母子、遺児、 寡婦)年金
総数	58,244,358	20,068,680	16,653,553 (13,365,375)	1,227,579	2,187,998
国民年金					
提出年金	25,339,097	8,315,970	7,835,110 (6,570,188)	305,129	175,731
福祉年金	-	2,755,004	2,122,618	631,665	721
厚生年金保険	26,755,307	6,671,327	4,877,552 (2,981,770)	251,707	1,542,068
船員保険	177,020	125,208	79,006 (65,044)	6,693	39,509
国家公務員等共済組合	1,847,820	981,451	755,996 (748,516)	12,260	213,645
地方公務員等共済組合	3,298,459	1,016,215	819,329 (776,699)	16,455	180,431
農林漁業団体職員共済組合	485,714	140,156	113,727 (85,304)	2,886	23,543
私立学校教職員共済組合	340,941	63,349	50,215 (15,236)	784	12,350

資料：総理府「社会保障統計年報」、社会保険庁「事業年報」

- (注) 1. 老齢(退職)年金の受給権者数には、通算老齢年金、特例老齢年金の受給権者を含む。
 なお、()内は老齢(退職)年金の受給権者数のみを再掲したものである。
 2. 遺族年金の受給権者数には、通算遺族年金、特例遺族年金の受給権者を含む。
 3. 国民年金(福祉年金)は受給権者数のうち、全額支給停止者を除いた数を計上してある。

公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

(61年4月現在)

制 度	被 保 険 者	保 険 者	保 険 料	国庫負担	
国 民 年 金	(第1号被保険者)	日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の自営業者等	国	第1号被保険者7,100円 第2号及び第3号被保険者については、被用者年金制度が基礎年金の給付に要する費用を拠出金としてまとめて拠出する。	基礎年金の給付に係る費用の3分の1。
	(第2号被保険者)	厚生年金保険、共済組合の被用者年金。			
	(第3号被保険者)	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満。			

(被用者年金)

制 度	被 保 険 者	保 険 者	保 険 料	国庫負担
厚生年金保険	民間サラリーマン(65歳未満、船員)を含む。	国	12.4% (女子11.3%(注1)) (均内員船員13.6%)	基礎年金の給付に係る費用の3分の1(ただし、国鉄共済組合は国鉄負担、地方公務員等共済組合は地方公団負担)。
国家公務員等共済組合	国家公務員	国家公務員等共済組合連合会	12.26%	
	国鉄職員	国鉄共済組合	16.99%	
	日本電信電話株式会社社員	日本電信電話共済組合	11.64%	
	日本たばこ産業株式会社社員	日本たばこ産業共済組合	14.13%	
地方公務員等共済組合	地方公務員	地方公務員共済組合連合会他2組合	(一般) 13.8% (11.04%(注2))	
私立学校教職員共済組合	私立学校教職員	私立学校教職員共済組合	10.2%	
農林漁業団体職員共済組合	農協等の職員	農林漁業団体職員共済組合	13.4%	

(注1) 女子の保険料率は、昭和61年10月から5.725%。

(注2) ()内は標準報酬ベースに換算したものである。

年金額等の国際比較

年金額等の国際比較

国名	西ドイツ	スウェーデン	イギリス	アメリカ	日本
制度名	労働者年金・職員年金	国民年金	国民保険	老齢遺族障害保険	厚生年金保険
対象者	労働者(ブルーカラー)職員(ホワイトカラー)	一般国民	一般国民	一般被用者自営業者等	一般被用者
支給開始年齢	65歳	65歳	男子65歳, 女子60歳	65歳	男子60歳, 女子55歳
老齢(退職)年金額(月額)	(1984年1月)労働者年金・職員年金の平均 97,187円 (1,044.8マルク) 労働者年金 83,076円 (893.1マルク) 職員年金 121,233円 (1,303.3マルク)	(1984年1月)单身 46,625円 (1,624.0クローナ) 夫婦 76,251円 (2,655.9クローナ)	(1984年11月)单身 49,375円 (155.56ポンド) 夫婦 79,026円 (248.98ポンド)	(1984年1月)全受給者平均 104,818円 (441.3ドル) 夫婦 158,473円 (667.2ドル)	(1984年3月)全受給権者平均 113,301円
老齢年金額/平均賃金(製造業1983年)	39.2%	47.7%	43.8%	43.4%	40.5%
保険料率(1985年)	192.0/1,000 (労使折半)	94.5/1,000 (事業主, 自営業者負担)	194.5/1,000 90.0/1,000 (本人) 104.5/1,000 (事業主)	114.0/1,000 (労使折半)	男子95.4/1,000 (労使折半) (総報酬換算) (標準報酬ベースでは 124/1,000)
国庫負担	拠出金で不足する費用を負担(1983年, 給付費の約18.5%)	拠出金で不足する費用を負担(1982年, 給付費の約32%)	全保険料収入の9%(1985年)	原則としてなし	原則として給付費の20% (ただし新制度においては基礎年金拠出金に係る費用の3分の1)

(注) 1. 老齢年金/平均賃金は換算前の各国通貨建てによる。換算レートはIMF "International Financial Statistics" による。
 2. スウェーデンについては、基礎年金のほかに1960年に附加年金制度が設けられており、1982年1月において平均年金月額は68,601円(1,730.6クローナ)保険料率は98.0/1,000(事業主負担1984年)となっている。
 なお、1982年においては基礎年金受給者の60%が受給している。

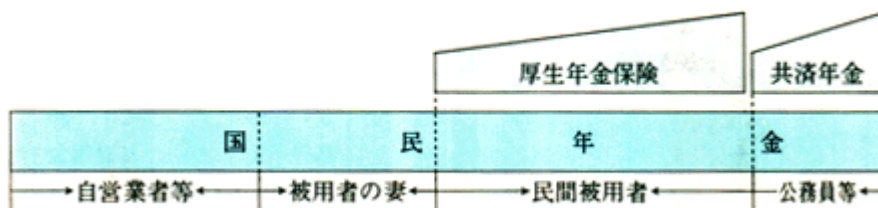
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(2) 国民年金,厚生年金保険制度の概要

1) 制度体系



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計


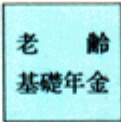
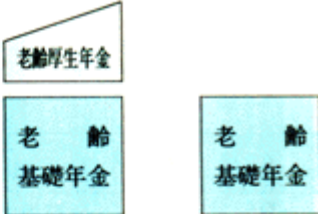
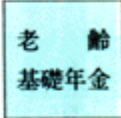

VII 年金保障

(2) 国民年金,厚生年金保険制度の概要

2) 国民年金及び厚生年金保険制度の概要

②国民年金及び厚生年金保険制度の概要

	国民年金	厚生年金保険
適 用	<p>ア. 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(イ,ウを除く)(第1号被保険者)</p> <p>イ. 厚生年金保険の被保険者及び共済組合の組合員(第2号被保険者)</p> <p>ウ. イの被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)(第3号被保険者)</p> <p>(注) 任意加入……60歳以上65歳未満の者, 20歳以上65歳未満の国外居住の日本人等</p>	<p>民間事業所の一般被用者のうち65歳未満の者</p> <p>(サービス業等の業種の事業所及び五人未満の従業員を使用する事業所のうち, 法人形態以外のものは任意適用)</p>
給 付 老 齢 給 付	<p>自営業者世帯の場合</p> <p>(夫婦とも65歳以上)</p>	<p>被用者世帯の場合</p> <p>(妻は無業)</p> <p>(夫婦とも65歳以上)</p>

	国民年金		厚生年金保険	
	夫	妻	夫	妻
				
			(夫60歳以上65歳未満・妻65歳未満)	
				
(支給対象)	<p>老齢基礎年金 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が25年以上の65歳以上の者 (注) 年金受給に必要な加入期間については、生年月日に応じた経過措置あり。</p>		<p>①老齢厚生年金 老齢基礎年金と同じ</p> <p>②特別支給の老齢厚生年金 厚生年金保険の被保険者期間が1年以上であり、老齢厚生年金の受給に必要な加入期間の要件を満たしている60歳^(注1)以上65歳未満の退職者^(注2) (注1) 女子の支給開始年齢は昭和75年まで段階的に60歳に引き上げ、坑内員、船員は55歳 (注2) 被保険者であっても報酬の低い者には年金額の一部を支給</p>	
(年金額)	<p>老齢基礎年金 622,800円(月額51,900円)</p>		<p>①老齢厚生年金(65歳から老齢基礎年金と併給) (平均標準報酬月額^(注1) ×</p>	

	国民年金	厚生年金保険
	<p>保険料納付済期間が480月未満の者は</p> $622,800円 \times (\text{保険料納付済期間} + \text{保険料免除期間} \times 1/3) \div 480\text{月}$ <p>(注) 年金額の計算については、生年月日に応じた経過措置あり</p>	$\frac{7.5^{(注2)}}{1000} \times \text{被保険者期間}$ <p>+ 加給年金額^(注3)</p> <p>(注1) 厚生年金保険の全被保険者期間の報酬の平均、過去の報酬は現在の価値に再評価する。</p> <p>(注2) 乗率$\left(\frac{7.5}{1000}\right)$については、生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>(注3) 老齢厚生年金の加給年金額(被保険者期間240月以上のとき)</p> <p>配偶者 186,800円 (月額15,567円)</p> <p>第1・2子 各186,800円 (月額15,567円)</p> <p>第3子以降 各62,300円 (月額5,192円)</p> <p>②特別支給の老齢厚生年金</p> $1,298円^{(注1)} \times \text{被保険者期間} (420\text{月を超えるものは}420\text{月})$ $+ \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5^{(注1)}}{1000} \times \text{被保険者期間} + \text{加給年金額}$ <p>(注1) 単価(1,250円)・乗率$\left(\frac{7.5}{1000}\right)$については、生年月日に応じた経過措置あり</p> <p>(注2) 加給年金額は、①の老齢厚生年金と同様。</p>

	国民年金	厚生年金保険
障害給付	(自営業者等である間の障害) (1級) (2級) 障害基礎年金 障害基礎年金	(厚生年金保険加入中の障害) (1級) (2級) (3級) 障害厚生年金 障害厚生年金 障害厚生年金 障害基礎年金 障害基礎年金
(支給対象)	<p>障害基礎年金</p> <p>① 被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき、以下「障害認定日」という。)に障害の状態^(注1)にある者(一定の保険料納付要件あり^(注2))</p> <p>② 被保険者であるときに初診日のある傷病により、障害認定日において障害の状態になかったが、その後重症化し、65歳に達するまでの間に障害の状態^(注1)となり請求を行った者(同上)</p> <p>③ 軽い障害の状態にある者が、被保険者であるときに初診日のある傷病(「基準傷病」という。)と併合して、障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて障害の状態^(注1)になった場合(同上)</p> <p>(注1) 障害等級……1, 2級 (注2) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が被保険者期間の3分の2以上であることが必要^(注3)</p> <p>(注3) 初診日が昭和71年4月</p>	<p>障害厚生年金</p> <p>① 被保険者であるときに初診日のある傷病により、その初診日から1年6か月を経過したとき(その間に治ったときは治ったとき、以下「障害認定日」という。)に障害の状態^(注1)にある者(一定の保険料納付要件あり^(注2))</p> <p>② 被保険者であるときに初診日のある傷病により、障害認定日において障害の状態になかったが、その後重症化し、65歳に達するまでの間に障害の状態^(注1)となり請求を行った者(同上)</p> <p>③ 軽い障害の状態にある者が、被保険者であるときに初診日のある傷病(「基準傷病」という。)と併合して、障害認定日以後65歳に達するまでの間に初めて障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態になった場合(同上)</p> <p>(注1) 障害等級……1, 2, 3級 (注2) (注3) 同左</p>

	国民年金	厚生年金保険
	<p>1日前にある傷病については直近の1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされている場合でもよい</p> <p>20歳前に障害となった者が20歳になったときは、障害基礎年金を支給(本人所得制限あり)</p>	
年金額	<p>障害基礎年金</p> <p>1級 778,500円 (月額64,875円)</p> <p>2級 622,800円 (月額51,900円)</p> <p>(子の加算額)</p> <p>第1・2子 各 186,800円 (月額 15,567円)</p> <p>第3子以降 各 62,300円 (月額 5,192円)</p>	<p>障害厚生年金</p> <p>1級 (平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$×被保険者期間× 1.25) + 配偶者加給年金額 (障害基礎年金1級と併給)</p> <p>2級 (平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$×被保険者期間) + 配偶者加給年金額(障害基礎年金2級と併給)</p> <p>3級 平均標準報酬月額× $\frac{7.5}{1000}$×被保険者期間 最低保障467,100円 (月額38,925円)</p> <p>(注) 被保険者期間が300月未満のときは300月とする。</p> <p>配偶者加給年金額 186,800円(月額15,567円)</p>
遺族給付	<p>自営業者等死亡の場合 (子のある妻・子)</p> <p>遺族基礎年金</p>	<p>厚生年金保険の被保険者等死亡の場合 (子のある妻・子) (子のみ) (中高齢寡妻) (その他の遺族)</p>

	国民年金	厚生年金保険
(支給対象)	<p>遺族基礎年金 被保険者^(注1)、老齢基礎年金の受給権等が死亡した場合の遺族^(注2)</p> <p>(注1) 保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して被保険者期間の3分の2以上であることが必要</p> <p>(注2) 子のある妻、子</p>	<p>遺族厚生年金 被保険者^(注1)、障害厚生年金受給権者(1, 2級)、老齢厚生年金受給権者等が死亡した場合の遺族^(注2)</p> <p>(注1) 遺族基礎年金と同様の要件が必要</p> <p>(注2) 子のある妻、子、子のない妻、夫、父母、孫、祖父母(夫、父母、祖父母については死亡時55歳以上(60歳までは支給停止))</p>
(年金額)	<p>遺族基礎年金 622,800円(月額51,900円)</p> <p>子の加算 第1・2子(子が受給権者の場合は第2子のみ)186,800円(月額15,567円) 第3子以降 62,300円(月額51,900円)</p>	<p>遺族厚生年金(子のある妻・子については、原則として遺族基礎年金と併給)</p> $\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{被保険者期間}^{\text{(注)}} \times \frac{3}{4}$ <p>(注) 被保険者期間が300月未満のときは300月とする。 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等は40歳から65歳に達するまで467,100円を加算する。</p>
その他の給付	<p>寡婦年金……第1号被保険者としての被保険者期間について、老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が死亡した場合に夫によって生計を維持し、婚姻関係が10年以上継続した妻(60歳から65歳に達するまでの間支給)</p> <p>年金額 = (第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額) $\times \frac{3}{4}$</p>	<p>障害手当金……被保険者である間に初診日のある傷病により、初診日から5年以内のその傷病の治った日に軽度の障害状態にある者</p> $\text{額} = \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{被保険者期間}^{\text{(注)}} \times 2$ <p>最低保障 934,200円</p> <p>(注) 被保険者期間が300月に満たないときは300月とする。</p>

	国民年金	厚生年金保険
	死亡一時金……第1号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間が3年以上である者が死亡した場合にその者の遺族に支給。金額は保険料納付済期間に応じて100,000円～200,000円	
物価スライド制	1年間又引き続き2年間以上の期間に全国消費者物価指数が5%を超えて変動した場合に、翌年の4月から変動した率を基準として年金額を改定する	(同左)
併給調整	同一事由の基礎年金と厚生年金を1年金と考え、原則として支給事由の同一の給付は併給 支給事由の異なる給付は1年金選択(特例として老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給される。)	(同左)
財源	基礎年金の費用負担 保険料負担 第1号被保険者に係る負担……国民年金の保険料 第2号、第3号被保険者に係る負担……厚生年金保険及び共済組合からの拠出金 国庫負担…基礎年金の給付に要する費用の3分の1に集中 保険料 月額 7,100円(61年4月から)……毎年度段階的に引き上げ 国庫負担……基礎年金給付費から拠出金を除いた3分の1	保険料率……標準報酬に次の率を乗じたもの(労使折半) 一般男子 12.4% 女子 11.3%(毎年0.15%ずつ引き上げ) 坑内員、船員 13.6% 国庫負担……拠出金の3分の1 (注) 基礎年金の費用として拠出金を負担

厚生年金保険適用状況の推移

厚生年金保険適用状況の推移

年度末	事業所数	被 保 険 者 (人)					第4種
		第4種以外の被保険者				第4種	
		総数	第1種	第2種	第3種		
56	985,751	25,584,651	17,455,998	8,096,662	31,991	111,668	
57	1,000,788	25,906,815	17,665,576	8,211,899	29,340	123,818	
58	1,010,787	26,230,929	17,848,299	8,354,488	28,142	132,915	
59	1,020,560	26,619,915	18,108,916	8,484,142	26,857	135,392	
60	1,029,992	26,942,296	18,344,115	8,572,685	25,441	125,987	

資料：社会保険庁「事業月報」

厚生年金保険平均標準報酬月額推移

厚生年金保険平均標準報酬月額推移

(単位：円)

年度末	第4種以外の被保険者				第4種被保険者
	平均	第1種	第2種	第3種	
56	198,288	231,680	126,036	264,340	128,786
57	207,253	241,861	132,549	278,622	133,848
58	213,041	248,448	137,149	287,147	138,710
59	220,350	256,872	142,162	294,727	143,468
60	231,566	270,435	148,177	303,757	144,714

社会保険庁調べ

(注) 第1種とは一般男子被保険者、第2種とは女子被保険者、第3種とは坑内員被保険者、第4種とは任意継続被保険者をいう。

厚生年金保険受給者数及び給付費の推移

厚生年金保険受給者数及び給付費の推移

年度末	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	
受給者数(人)	56	5,048,288	2,219,387	1,475,923	187,452	1,099,900	65,385
	57	5,491,077	2,439,038	1,611,548	197,675	1,159,978	82,611
	58	5,957,061	2,709,622	1,718,130	205,229	1,222,871	101,000
	59	6,453,604	2,960,811	1,870,296	212,046	1,289,724	120,727
	60	6,999,302	3,244,871	2,038,661	219,959	1,354,401	141,410
給付費(百万円)	56	4,280,814	2,884,710	476,321	167,986	739,509	12,169
	57	4,855,943	3,308,233	533,565	184,363	813,712	15,951
	58	5,310,924	3,683,860	551,092	192,032	864,401	19,426
	59	5,898,344	4,129,713	606,734	202,972	935,336	23,590
	60	6,652,034	4,705,983	678,337	218,427	1,020,812	28,474

社会保険庁調べ

(注) 総数には特例老齢年金を含む。

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

厚生年金保険受給権者1人当たり平均年金額(月額)の推移

(単位:円)

年度末	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金	通 算 遺 族 年 金
56	1,299,977 (108,331)	322,742 (26,895)	899,958 (74,997)	665,024 (55,419)	185,553 (15,463)
57	1,356,475 (113,040)	330,975 (27,581)	937,488 (78,124)	689,218 (57,435)	192,085 (16,007)
58	1,359,609 (113,301)	320,602 (26,717)	941,790 (78,482)	690,665 (57,555)	191,153 (15,929)
59	1,394,809 (116,234)	324,200 (27,017)	963,366 (80,280)	705,634 (58,803)	194,239 (16,187)
60	1,450,416 (120,868)	332,472 (27,706)	1,000,230 (83,353)	731,852 (60,988)	200,048 (16,671)

社会保険庁調べ

国民年金被保険者数の推移

国民年金被保険者数の推移

(単位:万人)

年 度 末		56	57	58	59	60
総 数	被 保 険 者 数	2,711	2,646	2,573	2,534	2,508
	強制加入被保険者数	1,936	1,894	1,852	1,830	1,763
	保険料免除者数	254	284	309	319	261
	任意加入被保険者数	775	752	721	704	745
男 子	被 保 険 者 数	927	913	899	892	891
	強制加入被保険者数	891	876	861	854	852
	任意加入被保険者数	36	37	37	38	40
女 子	被 保 険 者 数	1,784	1,733	1,674	1,641	1,617
	強制加入被保険者数	1,045	1,017	990	976	911
	任意加入被保険者数	739	716	684	665	705

社会保険庁調べ

国民年金受給権者数及び給付費の推移

国民年金受給権者数及び給付費の推移

		年度末				
年金種別		56	57	58	59	60
受給権者数(人)	総数	6,778,204	7,304,200	7,831,011	8,315,970	8,836,601
	老齢年金	5,670,831	5,994,248	6,305,155	6,570,188	6,845,879
	通算老齢年金	672,589	859,317	1,060,788	1,264,922	1,500,493
	障害年金	255,241	272,879	289,477	305,129	320,538
	母子年金	122,872	120,116	117,148	116,803	111,453
	準母子年金	163	153	156	166	154
	遺児年金	5,950	5,872	5,883	6,026	5,830
	寡婦年金	50,558	51,615	52,404	52,736	52,254
給付費(百万円)	総数	1,978,284	2,208,083	2,358,652	2,548,547	2,795,444
	老齢年金	1,659,037	1,842,922	1,956,582	2,097,711	2,283,847
	通算老齢年金	67,384	94,763	123,329	157,073	202,253
	障害年金	157,592	174,822	184,991	198,370	215,019
	母子年金	83,873	84,197	81,764	82,497	80,580
	準母子年金	114	110	112	122	116
	遺児年金	2,414	2,470	2,463	2,594	2,616
	寡婦年金	7,869	8,799	9,410	10,181	11,013

社会保険庁調べ

(注) 受給権者、給付費には支給停止のものも含む。

福祉年金受給者数及び給付費の推移

福祉年金受給者数及び給付費の推移

年度末		総数	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金・準母子福祉年金
受給者数(人)	56	3,460,446	2,855,437	603,864	1,084
	57	3,212,402	2,596,458	614,986	900
	58	2,974,534	2,350,647	623,063	771
	59	2,755,004	2,122,618	631,665	721
	60	2,537,071	1,893,879	642,559	633
給付費(百万円)	56	1,045,066	804,194	240,434	431
	57	1,017,772	762,029	255,361	376
	58	946,629	688,611	257,690	322
	59	898,510	633,009	265,190	305
	60	861,264	582,644	278,343	278

社会保険庁調べ

(注) 総数には、老齢特別給付金を含む。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(3) 船員保険(年金部門)

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

(注)「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)により,61年4月1日付で職務外年金については,厚生年金保険へ統合された。

被保険者数,船舶所行者数及び平均標準報酬月額の推移

被保険者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移(強制被保険者数)

年 度	56	57	58	59	60
被 保 険 者 数 (人)	198,889	192,263	184,702	176,560	165,694
船 舶 所 有 者 数 (人)	10,794	10,610	10,280	9,949	9,570
平均標準報酬月額(円)	244,343	255,601	261,639	270,739	280,377

社会保険庁調べ

船員保険年金受給者数,給付費及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

船員保険年金受給者数, 給付費及び年金種類別1人当たり平均年金額(月額)の推移

年度末	計	老年 年金	通算 老年 年金	障害年金		遺族年金		寡婦, かん夫, 遺 児, 通算 遺族年金	
				職務外	職務上	職務外	職務上		
受給者数(人)	56	95,066	45,192	10,152	3,329	2,133	20,584	10,686	2,990
	57	103,357	50,377	11,379	3,420	2,172	22,073	10,683	3,253
	58	112,538	56,642	12,479	3,436	2,193	23,609	10,642	3,537
	59	122,635	63,733	13,791	3,485	2,233	24,951	10,624	3,818
	60	135,653	72,802	15,685	3,543	2,236	26,531	10,687	4,169
給 (百万円) 付 額	56	122,547	79,835	3,332	3,535	3,347	16,056	14,947	1,496
	57	139,490	93,676	3,819	3,829	3,495	17,941	15,156	1,574
	58	155,976	107,147	4,135	3,871	3,780	19,282	16,151	1,610
	59	176,418	125,098	4,603	4,010	3,905	20,888	16,247	1,667
	60	205,972	150,011	5,322	4,234	4,153	23,057	17,434	1,761
平均年金額(円)	56	107,422	147,214	27,351	88,482	130,752	65,001	116,558	41,703
	57	112,466	154,958	27,965	93,303	134,074	67,733	118,227	40,332
	58	115,499	157,638	27,612	93,891	143,632	68,061	126,476	37,925
	59	119,880	163,571	27,812	95,897	145,722	69,763	127,436	36,386
	60	126,531	171,711	28,274	99,592	154,779	72,422	135,943	35,196

社会保険庁調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

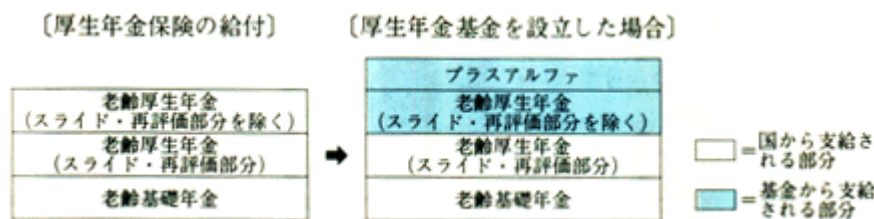
VII 年金保障

(4) 企業年金

企業年金は、公的年金を補完し、老後生活の多様なニーズに応えるものとして、その役割が高まってきている。わが国の企業年金には、厚生年金基金、適格退職年金、石炭鉱業年金基金、企業が給付原資を社内に留保して行う自社年金がある。このうち、厚生省が所管している制度は、厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金である。

1) 各企業年金の概要(加入者数は昭和60年度末現在)

厚生年金基金 厚生大臣の認可を受けて設立される特別の法人で、老齢厚生年金の給付の一部を代行するとともに、これに基金独自の終身にわたる上乘せ給付が義務づけられているなど公的年金としての性格をもっており、老後の所得保障機能が強く企業年金の中心をなす制度となっている。(加入者数706万人)



税法上の一定要件に該当するものとして国税庁長官の承認を得た企業年金について、年金の掛金や積立金に税制上の措置を講じる制度で実施主体は企業である。(加入者数757万人)石炭鉱業年金基金 石炭鉱業を行う厚生年金保険の適用事業所の事業主の拠出により老齢厚生年金の上乗せ給付等を行っている。(加入者数2万人)

2) 積立金

これら企業年金は、加入員等の受給権を保証する、費用負担の平準化を図ることができること等から、年金給付のための費用を事前に社外に積み立てることとしている。その積立金は毎年増加してきており、昭和60年度末現在、厚生年金基金は12兆3,482億円、適格退職年金は7兆1,877億円、石炭鉱業年金基金は299億円で合わせて19兆5,657億円の積立金があり、毎年約20%の伸びを示している。

1) 厚生年金基金

① 厚生年金基金

事 項		摘 要 (昭和61年度)
目 的		政府管掌の厚生年金保険の老齢厚生年金の一部を代行し、併せて、これを上回る年金給付を行う。
設 立 形 態		○単独設立 厚生年金保険の適用事業所で、一企業が単独で設立 ○連合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、親企業と子企業が共同して設立 ○総合設立 二以上の厚生年金保険の適用事業所で、同種同業の多数企業が共同して設立 (注) 設立人員規模は 700人以上必要
対象者(加入員)		厚生年金保険の被保険者
給 付	給 付 系 (計算方式)	○代行型 $\text{平均標準給与月額} \times \frac{7.5 + \alpha}{1,000} \times \text{加入員期間の月数}$
		○加算型 $\text{平均標準給与月額} \times \frac{7.5 + \alpha}{1,000} \times \text{加入員期間の月数} +$ 基金独自の加算部分(定額加算型と給与比例加算型とがある)
		○共済型 最終又は一定期間の平均標準給与月額×加入員期間による一定率 ただし、いずれの場合も、厚生年金基金が代行する部分(厚生年金保険の老齢厚生年金のうち標準報酬の再評価及びスライド分を除いた部分)の30%以上を上回る給付を行うことを要する。
支給要件		加入員期間 1か月以上
一時金給付		任意給付として、死亡又は脱退を事故とする一時金給付を設けることができる。

事 項		摘 要
財 源	加入員	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上
	事業主	男子 $\frac{16}{1,000}$ 以上 女子 $\frac{15}{1,000}$ 以上 基金の掛金(当該基金の年金給付に必要な掛金)は原則として折半負担とするが、免除保険料率(男子 $\frac{32}{1,000}$ 女子 $\frac{30}{1,000}$)を上回る部分については、事業主負担を増加することができる。
	事務費	基金の事業を行うため事業主及び加入員から事務費を徴収する。
福祉施設		加入員等の福祉を増進するために必要な事業を実施できる。(昭和48年11月から)
資産運用		給付費財源は、契約を締結した信託会社又は生命保険会社で運用管理される。
基金制度の施行日		昭和41年10月1日
参 考	年 度	41 45 50 55 60
	基 金 数	142 716 929 991 1,091
	加入者数(千人)	487 3,860 5,348 5,964 7,058

2) 石炭鉱業年金基金

② 石炭鉱業年金基金

事 項	摘 要 (昭和61年度)
目 的	石炭鉱業の坑内員等の老齢又は死亡について給付を行い、老後の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて、石炭鉱業労働者の雇用の安定確保に資する。
基金の会員	石炭鉱業を行う事業場であって、坑内において石炭を採掘する事業を行うもののうち、厚生年金保険の適用事業所の事業主(昭和59年度末現在会員数 16)
給 対象者	○坑内員及び坑外員 (昭和60年度末現在 坑内員数15,461人, 坑外員数 3,122人) ○坑内員及び坑外員の遺族
付 種 類	○老齢年金(昭和60年度末現在受給権者数 坑内員11,969人, 坑外員 3,667人) ○死亡一時金
財 源	会員が前年の出炭量に応じて全額負担 (各会員の前年の出炭トン数×70円)

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(5) 農業者年金基金

(5) 農業者年金基金

事項	摘 要	(昭和61年度)							
目的	<ul style="list-style-type: none"> ○国民年金の給付とあいまって農業経営者の老後を保障する。 ○農業経営の近代化及び農地保有の合理化に資する。 								
事業	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者年金給付事業 ○離農給付金事業 ○農地売買事業 ○農地取得のための融資事業 								
対象者	国民年金の加入者(第1号被保険者)で、一定の規模以上の農地等につき耕作又は養畜の事業を行う者(昭和60年度被保険者数 834,159人)								
給付	<ul style="list-style-type: none"> ○経営移讓年金 経営移讓及び加入期間20年を要件として60歳から支給。65歳以降は、農業者老齡年金のほか、国民年金から老齡基礎年金及び付加年金が支給されるので、1/10に改定される。(年金給付の型) ○農業者老齡年金 20年加入を要件として経営移讓の有無にかかわらず、65歳から支給。(昭和60年度末受給権者数 219,930人) 	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">経営移讓年金</td> <td>経営移讓年金</td> </tr> <tr> <td>農業者老齡年金</td> </tr> <tr> <td>国民年金(付加年金)</td> </tr> <tr> <td>国民年金(老齡基礎年金)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">← 60~64歳 → ← 65歳以上 →</td> </tr> </table>	経営移讓年金	経営移讓年金	農業者老齡年金	国民年金(付加年金)	国民年金(老齡基礎年金)	← 60~64歳 → ← 65歳以上 →	
経営移讓年金	経営移讓年金								
	農業者老齡年金								
	国民年金(付加年金)								
	国民年金(老齡基礎年金)								
← 60~64歳 → ← 65歳以上 →									
財源	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料 昭和61年1月から月額7,340円(昭和62年1月以後毎年段階的引上げ) ○国庫負担 (1)経営移讓年金の給付に要する要用の1/2 								

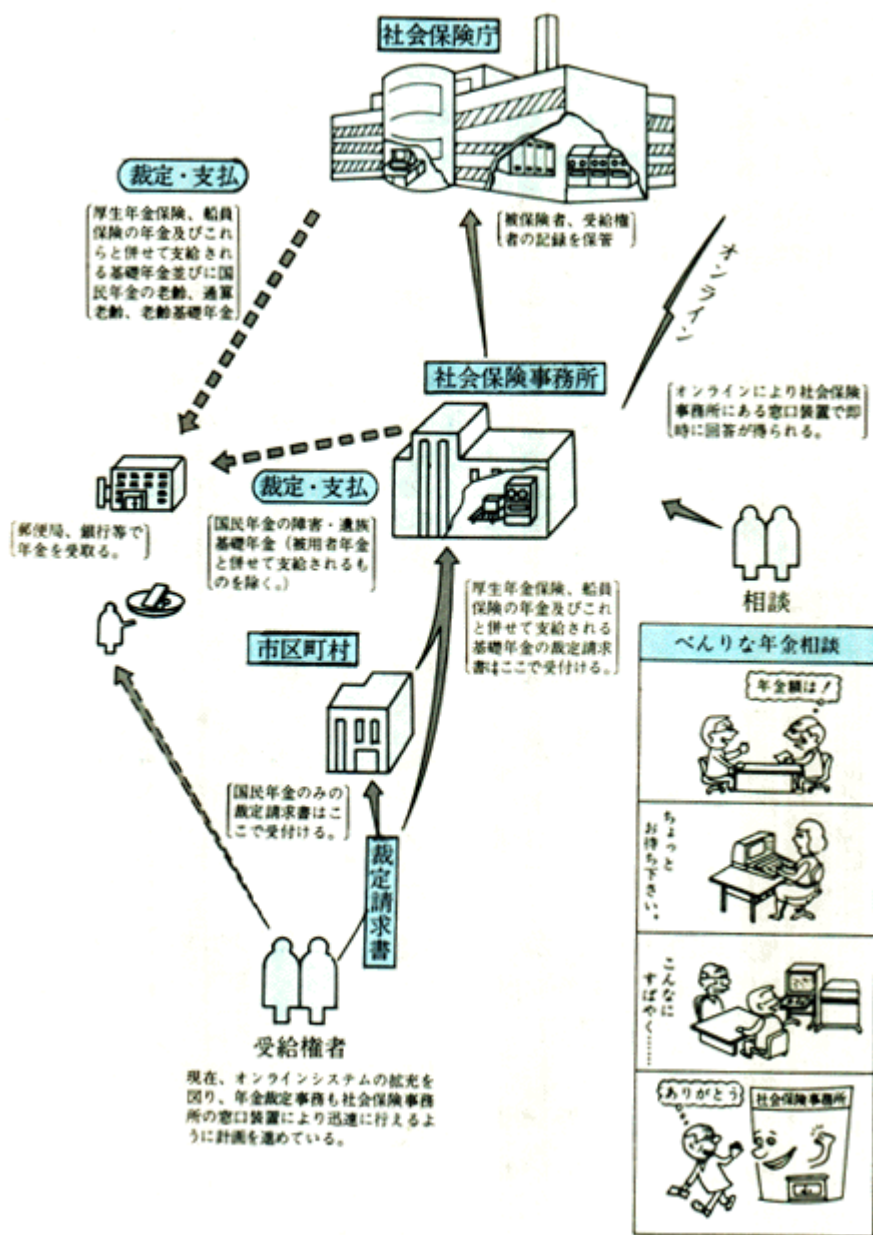
第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(6) 年金事務のしくみ

(6) 年金事務のしくみ



第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(7) 年金積立金の運用

厚生年金保険と国民年金の保険料の秘立金は昭和60年度末で厚生年金保険が約50.6兆円,国民年金が約2.8兆円となる見込みである。

これらの積立金の運用収入は将来の年金給付の重要な財源となるものであり,その運用はすべて大蔵省の賻金運用部に預託されて国の財政投融资の原資となっているが,積立金の増加額のうち一定割合については,還元融資として住宅資金貸付等直接被保険者等の福祉の向上のためにあてられている。

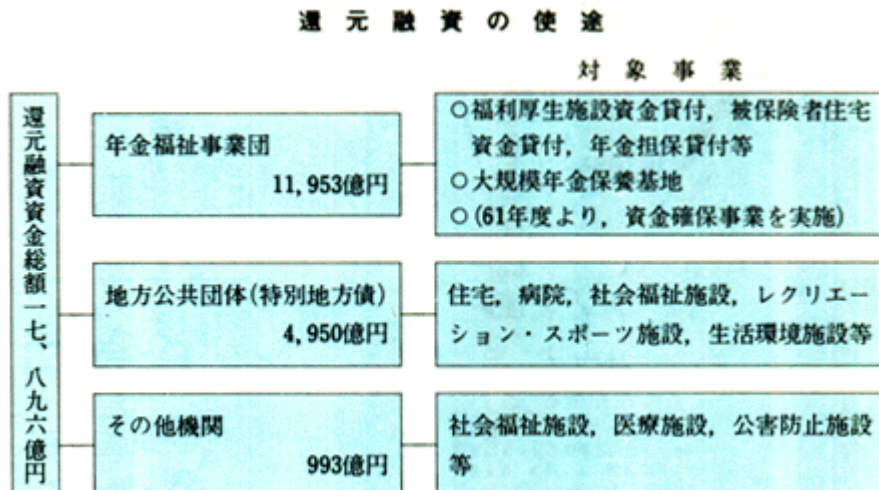
厚生年金保険,国民年金の年金積立金の累積状況

厚生年金保険, 国民年金の年金積立金の累積状況 (単位: 億円)

年 度	厚生年金保険		国 民 年 金		計	
	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額	当該年度分	累 積 額
56	42,958	322,796	1,706	28,093	44,664	350,889
57	42,833	365,629	2,606	30,699	45,439	396,328
58	43,787	409,416	△ 1,423	29,276	42,364	438,692
59	45,427	454,843	△ 1,643	27,633	43,784	482,476
60(見込)	51,029	505,872	283	27,916	51,312	533,788

厚生省年金局調べ

還元融資の使途



(注) 金額は昭和60年度当初計画額

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(8) 年金福祉事業団

年金福祉事業団は、昭和36年11月25日に設立された特殊法人であり、厚生年金保険・国民年金の福祉施設の設置を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者、被保険者であった者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること並びにこれらの制度及び船員保険制度が支給する年金たる給付の受給権を担保として小口の質金の貸付けを行うことを目的とする。

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

VII 年金保障

(8) 年金福祉事業団

事業内容

1) 大規模年金保養基地の設置運営

高齢化社会,余暇の増大といった生活環境の変化を先取りし,我が国に例を見ない大規模な保養基地を設置・運営する事業で,すでに11基地13カ所中8基地9カ所がオープンしている。

2) 福祉施設設置整備資金の融資

事業主等が従業員の利用する社宅,病院,体育館,保養所などの施設設置の賞金を融資する制度で,60年度の融資額は235億円である。

3) 被保険者住宅資金の融資

被保険者がマイホームの夢を実現できるように,新築・マンション購入・住宅改良に必要な資金を激賛する制度で,60年度の融資額は9,720億円である。

4) 年金担保資金の融資

年金受給者に,生活,冠婚葬祭,医療などに必要な資金を,年金受給権を担保にして融資する制度で,60年度の融資額は821億円である。

5) 資金確保事業

年金福祉事業団が行っている還元融資事業を将来にわたって安定的に実施するための資金の確保を図るため,還元融資資金の一部を運用し,これにより積み立てられた積立金の管理を行う事業で,61年度より新たに行うものである。(61年度運用額は3,000億円を予定している)

厚生白書(昭和61年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare